

次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第212号**

平成22年9月9日

東新天地自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、9月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第213号

平成22年9月9日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、9月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第214号**

平成22年9月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第215号

平成22年9月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第216号**

平成22年9月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第217号

平成22年9月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第218号**

平成22年9月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第219号

平成22年9月30日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
嘱託員 杉野 雅紹
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日
平成22年9月10日
- 4 委任期間
平成22年9月10日から平成23年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第105号**

平成22年9月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

#### 広島市告示(東区)第106号

平成22年9月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年9月6日から平成22年9月20日まで東区役所建設部管理課において、縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間           | 旧新別 | 幅員                      | 延長            |
|-------|----------|----------------|-----|-------------------------|---------------|
| 市道    | 東5区129号線 | 東区東蟹屋町88番1地先から | 旧   | メートル<br>8.30<br>} 10.10 | メートル<br>76.80 |
|       |          | 東区東蟹屋町88番1地先まで | 新   | メートル<br>8.30<br>} 11.72 | メートル<br>76.80 |

#### 広島市告示(東区)第107号

平成22年9月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年9月6日から平成22年9月20日まで東区役所建設部管理課において、縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                           | 供用開始の期日       |
|-------|----------|----------------------------------|---------------|
| 市道    | 東5区129号線 | 東区東蟹屋町88番1地先から<br>東区東蟹屋町88番1地先まで | 平成22年<br>9月6日 |

#### 広島市告示(東区)第108号

平成22年9月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

#### 広島市告示(東区)第109号

平成22年9月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成22年9月10日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田早稲田一丁目の345番1、345番15の一部及び345番22
- 4 幅員 4.20メートル
- 5 延長 27.89メートル

#### 広島市告示(東区)第110号

平成22年9月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

#### 広島市告示(東区)第111号

平成22年9月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年9月15日から平成22年9月29日まで東区役所建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日        |
|-------|----------|----------------------------------------|----------------|
| 市道    | 東2区234号線 | 東区戸坂大上一丁目2238番1地先から東区戸坂大上一丁目2247番1地先まで | 平成22年<br>9月15日 |

#### 広島市告示(東区)第112号

平成22年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第113号

平成22年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第114号

平成22年9月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成22年9月21日
- 3 道路の位置 広島市東区戸坂大上一丁目の212番1の一部、1696番の一部及び212番1から1696番地先河川
- 4 幅 員 4.00メートル
- 5 延 長 7.10メートル

広島市告示（東区）第115号

平成22年9月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年9月28日から平成22年10月12日まで東区役所建設部管理課において、縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名               | 供 用 開 始 区 間                      | 供用開始の期日        |
|-------|-------------------|----------------------------------|----------------|
| 市 道   | 東5区<br>138<br>号 線 | 東区若草町1704番地先から<br>東区若草町地先まで      | 平成22年<br>9月28日 |
| 市 道   | 東5区<br>144<br>号 線 | 東区若草町1091番地先から<br>東区若草町1707番地先まで | 平成22年<br>9月28日 |

|     |                   |                                  |                |
|-----|-------------------|----------------------------------|----------------|
| 市 道 | 東5区<br>145<br>号 線 | 東区若草町1091番地先から<br>東区若草町1105番地先まで | 平成22年<br>9月28日 |
|-----|-------------------|----------------------------------|----------------|

広島市告示（南区）第128号

平成22年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第129号

平成22年9月1日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第130号

平成22年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第131号

平成22年9月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第132号

平成22年9月8日

広島駅南口第二・第三A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第133号

平成22年9月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
**広島市告示（南区）第134号**

平成22年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第135号

平成22年9月15日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の設定及び変更を行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

- 1 設定・変更を行う区域
南区上東雲町の街区の一部
- 2 設定・変更の内容
別図のとおり。
- 3 設定・変更年月日
平成22年9月15日

~~~~~  
**広島市告示（南区）第136号**

平成22年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第137号

平成22年9月22日

広島駅南口第二・第三B自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第138号**

平成22年9月22日

天神川駅南駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第139号

平成22年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
**広島市告示（南区）第140号**

平成22年9月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成22年9月28日
- 3 道路の位置 広島市南区南蟹屋二丁目の735番18の一部、735番30の一部、735番21、735番31、734番5の一部及び734番4の一部
- 4 幅員 4.05～4.30メートル
- 5 延長 34.78メートル

~~~~~  
広島市告示（南区）第141号

平成22年9月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。
その関係図面は、平成22年9月28日から平成22年10月12日まで、広島市南区役所建設部管理課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	路線名等	所 在（起点及び終点）
里道	南4区385号里道	元字品町154番1地先から元字品町154番1地先まで

広島市告示（南区）第142号

平成22年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（南区）第143号

平成22年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（南区）第144号

平成22年9月29日

広島駅南口第一自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠 利

下記 略

広島市告示（西区）第124号

平成22年9月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（西区）第125号

平成22年9月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（西区）第126号

平成22年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（西区）第127号

平成22年9月7日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、9月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第128号

平成22年9月7日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、9月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第129号

平成22年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（西区）第130号

平成22年9月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

広島市告示（西区）第131号

平成22年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市